

日 時 平成26年12月6日（土）19:00～20:35

場 所 志津南市民センター多目的室

出席者 （会長）中原 （副会長）松谷、梅田、小野

（町内会長）笠本、杉本、芥川、宮迫、川崎、原田、吉田、中島、中村 （欠席）松田

（グループ代表）菊地、増尾、藤本 （事務局）妹尾、長谷川

（市民センター）木村、山口

〈敬称略〉

1. 報告・連絡事項

(1) 会長から

①CATV告知放送運用規則の制定・全戸配付について

前回の理事会で、若草地区では全町内会の賛成を確認した。11月8日の青山学区自治連の会議で、全12自治会が賛成であったので、11月8日付けで制定となった。若草地区には運用規則を既に全戸配付済みである。

②総選挙の投票立会人について

志津南市民センターは第1投票所として、若草一～八丁目、岡本町西、追分南八丁目が対象区域となっている。投票立会人として、笠本さん、原田さん、吉田さんをお願いした。

③かがやき通りの路面表示等について

若草一丁目からかがやき通りに入る交差点で右折しにくいいため、市に対策を要望していたが正式に回答があり、交差点明示のため黄色着色の路面表示を行い、注意喚起の看板を設置することとなった。路面表示は12月中に行われる見込みで、すでに届いている看板は路面表示実施後にまち協事務局で設置する。なお、看板の維持管理は地元の若草一丁目町内会でやっていただきたい。

④児童公園等維持管理謝礼金の手続きについて

若草・岡本西ブロックの9町内会は、平成23年度までは、市から各行政事務委嘱者（町内会長）に依頼文書が届き、町内会の福利環境部長が実施報告書を作成して市に提出し、謝礼金が各町内会の口座に振り込まれていた。そして、若草の8町内会については自治連合会の口座に振り込み、自治連合会の収入の一部として、主に環境美化活動の経費に充てていた。（機械等の購入、維持管理、燃料費等）

平成24年度にまち協が発足したときから、事務手続きの簡素化ということもあり、全体をとりまとめて市からまち協に依頼文書が届き、事務局が一括して実施報告書を作成して市に提出することとした。平成26年度から追分南地区の町内会等がまち協に加入したことで、地区別活動費として、若草・岡本西ブロック地区別活動の口座に振り込まれている。

これらのことにより、各町内会に市から公園管理を依頼されていることがわからなくなっており、その認識が希薄になっていると思われるので、従来の方法に戻すこととする。これにより、町内会における公園維持管理の意識醸成を図りたい。

具体的には、

- i 各行政事務委嘱者（町内会長）に依頼文書が届く。
- ii 各町内会の環境美化委員が実施報告書を作成して市に提出する。
- iii 謝礼金が各町内会の口座に振り込まれる。

という流れである。

【結論】

この件について理事会終了後に、若草・岡本西ブロックの町内会長9名で議論がなされ、東・中央・西児童公園は、隣接する町内会が共同で維持管理を実施している現状により、謝礼金は各町内会（行政事務委嘱者）で取り扱うより、地区別活動委員会で一括して取り扱う方が、手続きも簡素化され好ましいということになった。

- i 児童公園等維持管理謝礼金の手続きは、事務局で一括して行い、地区別活動委員会の収入とし、必要な事項は地区別活動委員会で処理する。
- ii 児童公園等維持管理については、町内会が市から依頼されていることを、住民の皆さんに周知することが大切である。

⑤草津市総合防災訓練の参加について

12月7日に笠縫小学校で行われる総合防災訓練には、車を乗り合わせて、会長と理事の8名が参加することとなった。

⑥草津市避難所運営マニュアルの避難者抜粋版について

平成24年10月に市が制定した草津市避難所運営マニュアルをもとに、避難者用の抜粋版が作られたので、町内会役員に配付し、認識を共有していただきたい。

⑦消防団年末夜警の激励について

市および市消防団から、消防団の年末夜警に対する激励の要請が例年通りあった。志津南と志津は第2分団が担当している。夜警が実施される27日から30日の午後9時から30分程度で、会長と理事の計11名を割り振りして参加することとなった。

⑧追分南町内会との協議について

追分南町内会とは、11月4日に第3回の協議を行い、大卒で合意した。追分南町内会では、12月6日、7日に住民説明会が開催されることとなっている。

追分南町内会の加入に伴い、まち協会費を1戸当たり年1,500円とすることができることや、各委員会の委員についても理解を得ている。なお、追分南町内会においては、転出入の比較的多い家族用マンションや賃貸アパートや学生マンションがあり、その取り扱いをどうするかという細かい点の詰めが残っており、今年中に詰める予定である。その後、1月の理事会で会則改正案を審議し、臨時総会にかけて議決する。それを踏まえて追分南町内会と合意書を交わし、4月から追分南町内会のまち協加入という運びである。

⑨年度移行スケジュールについて

- i. 町内会においては、新役員候補者の選定を1月末までに行い、まち協事務局に報告する。まち協総会を予定している4月19日の前日である4月18日までに町内会総会を終える。
- ii. 各団体は、来年度の活動計画・予算申請を、新旧メンバーで協議した上で、2月末までに、事務局へ提出する。その上で、予算調整会議を開催し3月14日までに予算案を作成する。なお、必要があれば各団体にヒヤリングも行う。グループ代表は、各団体にこれらを伝えてほしい。
- iii. 理事会は、1月10日（第2土曜日）に第8回を開催し、臨時総会の議案を審議する。第9回は2月7日に開催し、会長・監事候補者を選定する。第10回は3月7日開催。第11回は3月28日に現理事と新理事候補者の合同理事会とし、定時総会の議案を審議する。
- iv. 会計監査は、3月末で閉めて4月5日までに実施。その後総会議案書を配付する。
- v. 地区別活動委員会・集会所管理委員会は、委員長候補者を2月末までに選定し、4月18日までに新旧役員合同で総会を開催する。
- vi. まち協の副会長候補者を、町内会長候補者から2名（ブロック毎に各1名）、グループ代表から1名の計3名を2月末までに選定する。
- vii. 1月に臨時総会を開催し、会則改正案を審議する。定時総会は、4月19日午前10時から開催。

(2) 各町内会・各グループ・事務局から

①若草七丁目町内会

町内にある空き地の管理は、ダイワ不動産に仲介に入ってもらい、所有者が12月中に草刈りを行うということと、草刈りを年2回実施するという事で承諾・調整がついた。

空き家について、手入れができていなくて周辺が困っている場合、何か決めごとなどをつくらうとか、方法はないか伺いたい。

【回答】

転出で所有権が別の人や管理会社に移っている場合は、そちらに適正な管理を要請することとなる。施設に入所しているなどの場合は、民生委員に協力していただいて、所有者負担の方向で進めざるを得ないと思われる。所有者本人が業者に依頼したり、垣根剪定ボランティアに依頼している例はある。若草一丁目町内会では、所有者が経費を出して適正に管理するのが前提だが、ダメな時は、所有者の了承のもとに周辺の住環境と防犯の面から役員会で了承すれば、町内会費で対応することとしている。

②ふれあい推進委員会

左義長は例年通りで、1月12日に9時30分から11時30分まで若草中央児童公園ゲートボール場で開催する。当日は、ふれあい推進委員会・子ども会・ボランティアが運営に当たるが、前日の会場準備は町内会長に役割分担して協力をお願いする。午前中は出初式があるため14時に集合と

する。山本ふれあい推進委員会事務局長と藤本委員長が作業の指示をする。なお、今回は甘酒は中止する。

③地区別活動委員会

12月7日の防災訓練で実施を呼びかけられている「シェイクアウト2014」について、CATVで啓発する。

④交通防犯委員会

年末に町内の迷惑駐車防止と防犯対策と振り込め詐欺防止のため、回覧を町内会にお願いするので協力願いたい。

⑤社会福祉協議会

平和祈念講演会は内容的にもよかったと思う。市職員も来ていたが、来年は市社協としても講演会を考えていきたいとのことであった。社協の今年度の主な活動はこれですべて終了となるが、地域支え合い送迎支援活動の登録者は現在14名で、12月は15日程度送迎することとなる予定。ボランティア運転手の方もよく対応していてトラブルもなく進められている。

⑥事務局

CATV告知放送運用基準を若草の8町内会長に配付した。

町内会役員会を市民センターで行っている町内会については、平成27年度の予定を、決まり次第事務局へ報告願いたい。

2. 審議事項

(1) 臨時総会の実施方法について

【説明】

平成 27 年 4 月から追分南町内会が志津南学区まちづくり協議会に加入することになるため、会則を改正する必要がある、臨時総会を開催する。

議案は「会則の改正について」のみであり、その内容も会費の金額を変えることだけであることから、文書審議の方法による臨時総会としたい。現在代議員は 95 人、理事は 17 人であり、全員が一堂に会するほどの内容ではないと判断する。

文書審議の方法

①理事会で議案を審議し、承認する。

②議案書を代議員に送付する。

③回答書を約 2 週間後の期日までに会長宛てに届けていただく。

回答書は、議案に対する賛否や、賛成でも条件がある場合や、反対ならその理由なども書いていただくようにする。

④文書審議の結果を代議員に文書で報告すると共に、理事会で報告する。

追分南町内会には、賃貸マンションや賃貸アパートがあり、これらは転入出が激しいということで、1戸建ておよび分譲マンションと同様には扱いにくいかと思っているが、その辺について12月中に詰めて、会則改正案を1月の理事会に諮り、臨時総会にかける。

なお、追分南町内会の加入による区域図の変更や組織図の変更は、会則施行細則に規定されており、この改正は理事会で議決することとなる。

【結論】

全員了承。

以上